(紹介議員)

## 納税者の権利擁護を求める緊急署名

住所請願者団体名代表者

(EII)

## 【請願趣旨】

政府は、税理士法を改定して、納税者が行う税務相談を財務大臣が停止できる 規定や、税務相談を行う者への質問検査権を国税庁・税務署に与える規定を創設 しようとしています。

これは、本来自由であるべき納税者同士の相談活動に国が介入できる規定として拡大解釈される恐れがあり、見過ごすことはできません。

日本には先進国では当然のこととして整備されている「納税者権利憲章」がな く、強制調査と混同させる無予告調査や生存権的財産まで差し押さえ、競売にか ける徴収行政が横行しています。

消費税の免税事業者に課税を迫るインボイス制度を実施し「税率変更を伴わない消費税増税」が強行されようとしています。

いま、求められているのは、厳罰で納税者を縛り、インボイスで課税強化を行うのではなく、国の主権者である納税者の権利を擁護・発展させることです。

こうした趣旨から、以下の請願を行います。

## 【請願項目】

- 1、納税者が行う税金相談に国が介入できる規定を創設しないこと。
- 2、納税者権利憲章を制定し、納税者の権利を擁護・発展させること。
- 3、インボイス制度の実施を中止し、消費税を5%に引き下げること。

## 【取り扱い団体】

全国生活と健康を守る会連合会 〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15KATO ビル 3F